

学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

◆ 234ページ

Reference 参考 車の使用者、安全運転管理者などの義務

● 安全運転管理者など

- ③ 安全運転管理者は、つぎのことを確実に行って、運転者に安全な運転をさせるようにしなければなりません。また、副安全運転管理者は、これらの業務について安全運転管理者を補助しなければなりません。
- 交通安全教育を行うこと。
 - 自動車の運転についての運転者の適性、技能、知識や運転者が交通規則を守っているかを把握するための措置をとること。
 - 最高速度違反行為、過積載運転行為、過労運転、違法な駐車をした場合において運転者が車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（代行運転自動車および随伴用自動車については駐停車違反行為）の防止などに十分気を配って運行計画を作成すること。
 - 長距離運転などの場合は、交代運転者を配置すること。
- 異常気象や天災などの場合は、必要な指示をするなど安全運転をさせるための措置をとること。
 - 日常点検の実施や運転者の健康状態などを確認し、安全運転に必要な指示をすること。
 - 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認し、その記録を一年間保存するとともに、アルコール検知器を常時有効に保持すること。
 - 運転日誌をつけさせること。
 - 自動車の運転についての技能、知識など安全運転に必要な事項について指導すること。

（令和5年12月1日施行）